

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係出入域、 外国人の法的地位沖縄出入域関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43390">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43390</a>

外貨規制

(仮訳)

琉球列島米国民政府在日琉球旅行班 A.P.O. 六四

昭和三十五年三月二十四日

總理府特別地域通緝局第一課長 殿

一九六〇年一月二九日付總特逕第一一六号による日本政府大蔵省が二百ドルを超えない額の外貨を海外旅行者が自由に購入出来る借直を取つたことについての貴簡について申上げる。

当事務所は、日本政府大蔵省によつて告示された規定によつて申立額のドル購入を表示してある琉球列島への入域申請は、琉球列島米国民政府出入管理官に照会することなく当事務所に於て許可することが出来る。と、この事が今直ちに効力を発生するものであることを御伝えする。このような申請は、外貨割当許可を記載したもの、又は琉球列島に在住する身元引受人からの保証書明書を添付した申請書と同じ方法で最初の六十日を許可するものである。

なお、申請者が身分証明書の発給を受け購入するドルの額を貢局において、各申請書に記入して下さるより御願いする。

在日琉球旅行班長

ロバート・エム・デビス

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Ryukyus Travel Unit, Japan  
APO 94

24 March 1960

Chief, Second Section  
Special Areas Liaison Bureau  
Prime Minister's Office  
No. 5 Sannen-cho Chiyoda-ku  
Tokyo, Japan

Dear Sir:

Reference is made to your letter SOTOKUREN Number 116, dated 29 January 1960 pertaining to the measures taken by the Finance Ministry, Japanese Government, to allow travelers to purchase freely an amount of dollars not to exceed \$200.00.

This office has the honor of informing you that effective immediately, this office may approve applications for travel to the Ryukyu Islands without referral to Immigration Officials, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, which indicate purchase of a stated amount of dollars under the provisions announced by the Finance Ministry, Japanese Government. Such applications may be approved by this office for an initial period of sixty (60) days in the same manner as applications which indicate an authorized foreign exchange allocation or a certificate of surety from a sponsor in the Ryukyu Islands.

It is respectfully requested that your office indicate on each application the amount of dollars the applicant will purchase upon the issuance of a travel document by your office.

Sincerely yours,

ROBERT M. DAVIS  
Chief  
Ryukyus Travel Unit, Japan

SOTOKUREN NO. 116

29 January 1960

Mr. Robert M. Davis  
Chief, Ryukyus Travel Unit, Japan APO 94

Dear Mr. Davis,

I have the honor to inform you concerning travel expense of Japanese Nationals who travel to the Ryukyu Islands.

The Finance Ministry decided to take measure of enabling travellers to Okinawa indicated below (NO. I) to buy dollars freely at the Authorized Bank for Foreign Exchange and this measure will be carried into effect by Finance Ministry Notice from 8th of February, 1960.

Up to the present, in case of applicant for entry into the Ryukyu Islands who carries foreign currency, a certification of the authorized number and date of the allocation of foreign exchange has been made on the Item No. 15 of the application form. But, by this revision, the authorization by Ministry of Finance of the allocation within 200 dollars is not required. Therefore, a new certificate indicated below (NO. II) will be put for the applicants who fall under this category and your special consideration is requested to take the same procedure to these applicants as to those who have the authorized allocation of foreign exchange or Certificate of Surety.

I

- (1) Those persons who travel to the Ryukyu Islands buying within 200 dollars. (Those who need over 200 dollars can apply for the allocation of foreign exchange as before to the Finance Minister.)  
(2) Those persons whose travel expense are fully paid by the Japanese Government or by Local Government. (No limitation to the amount)

II

It is certified that this person falls under  
NOTICE NO. \_\_\_\_\_  
DATE \_\_\_\_\_ FINANCE MINISTRY.

PRIME MINISTER'S OFFICE.

Yours respectfully,

Hidekichi Wada  
Chief, Second Section,  
Special Areas Liaison Bureau,  
Prime Minister's Office.

アジア局長 手

審議官 100

北東アジア課長

通 告

昭 35. 2. 15

北東アジア課

本年 2月 8日 以降、貿易外支松の自由化

に伴い、本土より琉球に渡航する者は 200

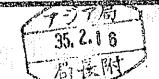
弔まで、ギャラントリ渡航の場合においても着

後雜費とて前記と同様 200 弔まで自由に

外貨を購入、携行することができる旨致

正された。

なお、本土より同島向自由支松送金を得



の場合、及びその額は 大蔵省告示第 252 号

別添(4)が適用されることとなるので、右

書参考まで閲覧します。

外務省

○ 大蔵省告示第二百五十二号

外國為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十一条第十一項の大蔵大臣の許可を経て、外國へ向けて支払をするゝとがで  
きる場合を次のように指定し、昭和三十五年一月四日から適用し、外國為替公認銀行の承  
認のみをもつて外國へ向けて支払できる場合を定める告示（昭和三十四年五月大蔵省告  
示第九十号）は、同日から廢止する。

昭和三十四年十二月二十八日

大蔵大臣 佐藤 榮作

一 居住者が次に掲げるところに従つて、標準決済方法により外國へ向けて支払をする場

合

送 金 目 的	送 金 限 度 額	送 金 目 的	送 金 限 度 額
琉球島及伊平屋島並びに北緯二十六度以南の南西諸島（東諸島を含む。）に於ける親族に対する生活費	送金者一人につき三月間アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内	親族又は債権關係者に対する医療費	送金者一人につき三月間アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内
親族に対する祝金、手慰金又は見舞金	送金者一人につき三月間アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内	自己の用に供するための新聞、定期刊行物若しくは書籍等の購入費又は予約購読料	送金者一人につき三月間アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内
旅費料、分析料、登録料、受取料、合資証明手数料、成績証明手数料、卒業証明手数料、その他証明手数料、賃膳料若しくは抄本作成手数料又は其調査費用	送金者一人につき一件アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内	送金者一人につき一件アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内	送金者一人につき一件アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内
返戻金（領後三月以内に返戻するものに限る。）	送金者一人につき三月間アメリカ合衆国通貨二百ドル相当額以内		

外国に於ける国外の加入金又は会費  
旅費料、分析料、登録料、受取料、合資証明手数料、成績証明手数料、卒業証明手数料、その他証明手数料、賃膳料若しくは抄本作成手数料又は其調査費用

購入費又は予約購読料

返戻金（領後三月以内に返戻するものに限る。）

送金者一人につき三月間アメリカ合衆国通貨二百ドル相当額以内

送金者一人につき一件アメリカ合衆国通貨三十ドル相当額以内

送金者一人につき一件アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内

送金者一人につき一件アメリカ合衆国通貨百ドル相当額以内

恩給法（大正十二年法律第一百九十九号）の規定に基く恩給、國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）の規定に基く補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五号）の規定に基く災害補償、船舶保險法（昭和二十四年法律第七十三号）の規定に基く保險給付、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百七号）の規定に基く保険給付、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十七年法律第一百六十号）の規定に基く留守家族手当若しくは元南西諸島官公署職員の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十六年法律第一百五十六号）の規定に基く給付（大臣の許可を受けたものに限る）、外國へ向けて支払をレジデンス等の当事者となり、又は役務に関する契約をすることが要る場合を指する告示（昭和三十一年十二月大蔵省告示第二百五十三号）で指定された場合を除く。又は國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十九号）の規定に基く給付、公企事業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号）の規定に基く給付、市町村職員共済組合法（昭和三十九年法律第一百四号）の規定に基く給付、私立学校教員共済組合法（昭和二十八年法律第一百四十五号）の規定に基く給付、所村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第一百十八号）の規定に基く退職年金若しくは退職時金若しくは都道府県市町の職員退職時金に関する条例の規定に基く退職年金若しくは退職時金に於ける支払をレジデンス等の当事者となり、又は役務に関する契約をすることが要る場合を指する告示（昭和三十一年十二月大蔵省告示第二百五十三号）で指定された場合を除く。

二

本邦にある外國領事又は二水に準ずる使節(外國名譽領事を除く。)が、本邦において内國支払手段をもつて支払を受けた領事査証料をその本国政府に対する標準決済方法により支払をする場合

三

日本電信電話公社又は國際電信電話株式会社が、大蔵大臣の許可を受けたので支払等をできる場合を指定する告示(昭和二十五年六月大蔵省告示第四百九十六号)第一項の規定により、外國にある電気通信機関との勘定を償借記として生じた債務残額を標準決済方法により支払をする場合

四

財團法人日本洋術振兴会が、大蔵大臣の許可をもつて支払等をし、役務に因する契約をし、又は外債債権を化体する書類を輸出若しくは輸入することができる場合を指定する告示(昭和二十七年十二月大蔵省告示第三千五百三十五号)第三項の規定により、国際連合教育科学文化機関との勘定を償借記として生じた債務残額を標準決済方法により支払をする場合

◎大蔵省告示第二百五十三号

外國為替管理令(昭和二十五年政令第二百三号)第二十六条第一項の規定に基き、外國

三

為替管理令第十一条第一項、第十三条第二項又は第十七条第三項の大蔵大臣の許可を受けないで外國へ向けた支払をし、債権の発生等の当事者となり、又は役務に因する契約をすることができる場合を次のように指定し、昭和三十五年一月四日から適用する。

昭和三十四年十二月二十八日

大蔵大臣 佐藤 榮作

場合

一 日本国政府機関が、法令に基く支出金を標準決済方法により外國へ向けて支払をする場合

二 日本国政府機関と非居住者との間ににおいて、法令に基く支出金を標準決済方法により外國へ向けて支払をする場合

場合

外國為替管理令(昭和二十五年政令第二百三号)第二十六条第一項の規定に基き、外國為替管理令第十一条第一項又は第十七条第二項の大蔵大臣の許可を受けないで支払等をし、又は役務に因する契約をすることができる場合を指定する告示(昭和二十八年十二月大蔵省告示第二千二百七十六号)の一部を次のようにより改正する。

昭和三十四年十二月二十八日

中「ヶ月」を「箇月」に改める。

大蔵大臣 佐藤 榮作

四